

令和6年度

## 藤岡市奨学金のご案内

— 新規申請から返済完了まで —

《借用には自覚と責任を持って》

この奨学金は、みなさんが意欲を持って学ぶことを支援する貸付金です。奨学金の趣旨を理解し真剣に勉学に取り組んでください。

卒業後は、奨学生が必ず全額返済しなければなりません。家庭の経済状況やご自身の人生・生活設計に基づき申込みをしてください。

藤岡市教育委員会 教育総務課

令和6月3月

【奨学金貸与申請される方へ】必ずお読みください！

## 奨学金をかりるのはあなたです

お金を借りるのは「あなた」です。申請手続きから卒業後の返済まで、奨学金に関する手続きは責任を持ってあなたが行う必要があります。

## ご家族でよく相談しましょう

あなたの学費がどの程度かかり、奨学金を毎月いくら借りるのか、本当に必要な額か、返済時のことも考え家族でしっかりと話し合しましょう。

## 返済のシミュレーションをしましょう

卒業後、1年据え置いた後から返済が開始されます。ほとんどの方が就職2年目からの返済開始となります。月額4万円を貸与した場合、お給料の中から毎月2万円返済していくことになります。

# 《 フロー 》

# 《 目 次 》

項 目	奨学金を借りるための説明	ページ
① 案内・申請書の配布	藤岡市奨学金の基本的事項・・・ 家計基準について・・・	3 4
② 申請書の提出 3月1日から3月31日まで	申請書類・申請期間・留意点・・・ 申請書類の記入例・・・	5 12~14
③ 藤岡市奨学資金 運営委員会で審査		
④ 貸与決定通知の送付 4月下旬（予定）		
⑤ 奨学金の貸与にかかる 書類の提出 貸与決定から5月15日まで	提出書類・提出期間・留意点・・・ 提出書類の記入例・・・	6 15~17
⑥ 奨学金の貸与開始  (期間) 定められた修業期間  (貸与額) 高校・高専・中等(後期)・ 専修学校(高等課程) 月額 30,000円以内  大学・専修学校(専門課程) 月額 60,000円以内	☆令和6年度については、4・5月分は6月分と合 わせて貸与になります。  奨学金貸与中の申請・報告義務・・・  申請・報告書類の記入例・・・	7 18~22

⑦ 奨学金の返済



奨学金の返済について・・・ 8~9



⑧ 返済完了通知の送付

【その他の事項】

その他の事項



年度途中で奨学金申請を行う場合・・・ 10

様式集



様式集の目次・・・ 11

## 1 奨学金の目的

第1条 この条例は、進学の意欲と能力を有するにもかかわらず経済的な理由により修学困難な者に対し、予算の範囲内において奨学金を貸与し、有為な人材を育成することを目的とする。

## 2 奨学金の対象者（条件など）

以下の学校教育法に基づく学校等に在学、もしくはこれから入学しようとする者で、出身学校または在学校の校長等が適当と認め、推薦した者

- ア、高等学校
- イ、中等教育学校（後期課程に限る）
- ウ、高等専門学校
- エ、大学、短期大学
- オ、専修学校（修業年限が2年以上の高等課程又は専門課程に限る。）  
※専修学校の一般課程や各種学校は対象になりません。

### <貸与の条件>

- ① 市内に1年以上居住する世帯の子弟
- ② 学力優秀、品行方正である人
- ③ 経済的理由により、学資支出に困難な世帯の子弟（※）  
※藤岡市教育委員会で定める家計基準により判定する。4ページを参照

### <連帯保証人の条件>

- ① 保護者等（1名） ※両親が二人で連帯保証人になることはできません。
- ② 保護者等以外（1名）  
市内に居住し、一定の職業を持ち、奨学生及びその保護者等とは生計を別にする成年者。  
（奨学金貸与決定時に返済能力を有する者に限る。）  
ただし、市内に居住する保証人が得られないと、教育委員会が認めるときは、市外に居住する方とすることができます。

## 3 奨学金の貸与額・貸与方法

区 分	金 額（月額）
高等学校、高等専門学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高校過程）	30,000円以内
大学・短大 ※大学院は対象外 専修学校（専門課程）	60,000円以内

貸与方法	
1	毎月
2	年に1回(4月)
3	年に2回(4月・10月)
※申請時に選択します。	

## 4 貸与期間

在学する学校の正規の修業期間内

## 5 返済期間

貸与期間の2倍に相当する期間。卒業後1年の猶予期間を置き、返済開始

(例) 大学で4年間借りた場合 → 大学卒業後、1年間の猶予期間を置き、8年間で返済  
(R6.4月～R10.3月) (R11.4月から返済開始し、R19.3月で完済)

## 6 利息

無利子

ただし、正当な理由がなく返済を遅延したときは、延滞利子を付することがあります。

# 家計基準について

## 1 家計基準 ☆日本学生支援機構の第二種奨学金の基準と同じになります。

保護者等（生計維持者）（※）の貸与等要件基準額が381,500円以下 であること。

<計算式>

$$\text{貸与等要件基準額} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) \\ - (\text{多子控除}) - (\text{ひとり親控除})$$

\*多子控除：生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除

\*ひとり親控除：ひとり親世帯の場合、40,000円を控除

※保護者等（生計維持者）とは？

父母がいる場合は父母、父母の一方しかいない場合はその方、父母がいない場合は、申請者の学費や生活費を主に負担している方が生計維持者となります。詳しい内容は、日本学生支援機構のHPに掲載されている「生計維持者について」を参照ください。

## 2 確認方法

★市ホームページの奨学金案内のページにある「貸与等要件基準認定確認シート」に、必要な数字を入力すると簡単に確認できます。

(1) 父母、それぞれの「課税標準額」「調整控除額」を調べます。

① 毎年、5月～6月に市から交付される「特別徴収税額の決定通知書」（給与所得者は勤め先から交付されます。）または「市・県民税税額通知書」（給与所得者以外は税務課から自宅へ郵送されます。）に、「課税標準額」「調整控除額」が明記されています。

② マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで「あなたの情報」より、ご自分の「課税標準額」「調整控除額」がわかります。



(2) 上記計算式により、保護者等それぞれの貸与等要件基準額を算出し、合算した金額が381,500円以下であれば、要件を満たしていることを確認できます。

★非課税の場合は、貸与等要件基準額が0円になります。

## 3 モデルケース（参考） 収入・所得の目安

表中の数字は、あくまで目安です。世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

世帯人数	家族構成	★が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	★が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2人	本人、親1(★)	1,166万円	893万円
3人	本人、親1(★)、親2(無収入)	1,113万円	879万円
4人	本人、親1(★)、親2(☆)、中学生	1,250万円	892万円

※親2☆は、例として、給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円とした場合

## 申請時に用意する書類

### 1 申請書類一覧

<記入して提出するもの>

- ① 奨学生推薦調書  
→ 12ページ参照
- ② 奨学資金貸与申請書  
→ 13ページ参照
- ③ 同意書  
→ 14ページ参照

※推薦調書は現在在学している（または卒業した）学校へ作成依頼してください。

<添付して提出するもの>

- ④ 世帯全員の住民票の写し（世帯全員の本籍、続柄記載のもの） 1通  
→ 市役所1階市民課、または鬼石総合支所鬼石振興課で取得できます。  
コンビニ交付の住民票でも可。
- ⑤ ※保護者等の所得等に関する書類 令和5年度所得課税証明書（詳細）各1通  
→ 上記③同意書の提出があれば、必要な税情報について調査しますので、  
証明書は不要です。

注意！令和5年1月1日に住所が藤岡市になかった方

1月1日に住所があった市区町村で所得課税証明書（「課税標準額」「市町村民税調整控除額」が記載されているもの）を取得してください。通常の所得課税証明書には、調整控除額が記載されていない場合がありますので、必ず窓口でお伝えください。

### 2 申請期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月29日（金）《必着》

注）提出期日までに書類を提出されないと、申請を受け付けることができません。

### 3 貸与決定通知

奨学資金運営委員会において、慎重審議され貸与決定となった場合には、貸与決定通知書が送付されます。今年度は5月1日以降にこの通知を発送する予定です。

# 奨学金の貸与決定通知後に提出する書類

## 1 提出書類一覧

<記入して提出するもの>

- ① 誓約書  
→ 15ページ参照
- ② 奨学資金借用証書 ※保護者及び連帯保証人は署名・実印の押印  
→ 16ページ参照
- ③ 奨学金口座振込依頼書・通帳のコピー  
→ 17ページ参照 ※奨学生本人名義の口座

<添付して提出するもの>

- ④ 連帯保証人（保護者等）----- 印鑑登録証明書
- ⑤ 連帯保証人（保護者等以外）----- 印鑑登録証明書
- 市税等の完納証明書
- 所得課税証明書（※）

借用証書は、印鑑登録証明書と同じ  
実印を押印して下さい。

※連帯保証人（保護者等以外）は、市町村民税が均等割以上の賦課を受けている必要があります。非課税の場合は連帯保証人にはなれません。

- ⑥ 在学証明書  
入学後速やかに学校へ申請し交付を受けてください。

## 2 提出期間

決定を受けた日から令和6年5月15日（水）まで《必着》

## 3 本提出に係る留意点

- ① 奨学生としての貸与決定通知を受け取り済でも、上記1の①から⑥までの書類が提出されない限り、奨学金を貸与することはできません。
- ② 所得課税証明書及び市町村民税完納証明書については、最新の証明書が必要になります。

## 4 その他

貸与が始まる初年度の4・5月分は、6月分とまとめて貸与します。



# 奨学金の貸与中に関する事項

## 1 奨学金の貸与方法

- ① 申請時に毎月、年に2回（4月・10月）、年に1回（4月）から選択します。
- ② 奨学生本人名義の口座へ振込みとなります。

## 2 貸与月額の変更について

- ① 貸与中に、月額の金額を変更したい場合には貸与月額変更申請が必要になります。申請書を提出後、変更することについて決定または却下の通知がされます。
- ② 変更が認められた場合には、借用額が変わるため、奨学資金借用証書（変更用）の提出が必要になります。

## 3 奨学生の報告義務

- ① 貸与中、毎年提出していただくもの  
貸与期間中、毎年4月1日以降発行の「在学証明書」を4月15日までに必ず提出（郵送可）してください。

注意！期日までに提出がないと、在学していることが確認できないため、奨学金の貸付を中断することになります。

貸与期間中に、以下に該当したときは、速やかに教育委員会へ届出を行ってください。

異 動 内 容	提 出 書 類
① 学校を退学、転学、休学又は復学したとき	・異動届
② 氏名・住所に変更があったとき（本人、連帯保証人）	
③ 教育委員会から必要事項の報告を求められたとき	
④ 連帯保証人を変更するときまたは死亡したとき（保護者等）	・連帯保証人変更願 ・印鑑登録証明書 ・同意書
⑤ 連帯保証人を変更するときまたは死亡したとき（保護者等以外）	上記④の書類以外に ・所得課税証明書 ・市税等の完納証明書
⑥ 奨学生本人が死亡したとき	・異動届 ・戸籍抄本
⑦ 上級学校への進学のため、奨学金の返済を延期したいとき	・奨学金返済延期願 ・在学証明書

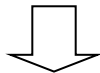
## 4 報告義務に係る留意点

- ① 貸与期間中に奨学生の世帯（奨学生と保護者等）が他市町村に転居した場合、貸与を中止します。
- ② 退学した場合には、奨学金が停止されます。休学の場合は、一度停止し、復学した際に、貸与再開されます。

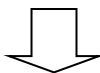
# 奨学金の返済に関する事項

## 1 奨学金の返済手順

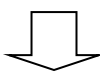
- ① 奨学金の貸与終了後、1年間の猶予期間を置き、その翌年からの返済となります。



- ② 返済が開始する年の前年12月頃に「奨学資金貸付金の返済について」及び「奨学資金借用金の返済計画について」を送付します。内容を確認していただくとともに、返済方法を照会するものです。必ず、期日までに提出してください。



- ③ 上記書類と一緒に「藤岡市市税等口座振替依頼書」を送付します。口座振替を希望する金融機関へ直接提出してください。



- ④ 返済方法の決定後、4月から口座振替での返済が開始となります。

## 2 口座振替について

- ① 月賦での返済の場合、毎月月末に指定された口座から引き落としされます。  
※月末が記入機関の休業日の場合には、翌営業日となります。
- ② 半年賦・年賦の場合：希望された月の月末に、口座から引き落としとなります。

### 口座振替できる金融機関

しののめ信用金庫  
群馬銀行  
東和銀行  
ぐんまみらい信用組合  
多野藤岡農業協同組合  
ゆうちょ銀行

本店及び各支店

## 3 返還完了通知について

返済が完了した際に、「返還完了通知書」を送付しています。

基本的に、奨学生だった本人様宛に送付します。連帯保証人への通知を希望する場合には教育委員会へ連絡してください。

## 4 返済中の各種届出

返済期間中に、以下に該当したときは、速やかに教育委員会へ届出を行ってください。

異 動 内 容	提 出 書 類
① 氏名・住所に変更があったとき（本人、連帯保証人）	・異動届
② 教育委員会から必要事項の報告を求められたとき	
③ 連帯保証人を変更するときまたは死亡したとき（保護者）	・連帯保証人変更願 ・印鑑登録証明書 ・同意書
④ 連帯保証人を変更するときまたは死亡したとき（保護者以外）	上記③の書類以外に ・前年度の所得証明書 ・市税等の完納証明書
⑤ 奨学生本人が死亡したとき	・異動届 ・戸籍抄本
⑥ 振替口座を変更したいとき	取扱い金融機関で手続きとなります。

## 5 督促について

- ① 口座振替で振替不能となった場合には、納付書を送付しますので、期限日までに納付してください。
- ② 納付期限までに納入がない場合には、文書及び電話で本人及び連帯保証人（保護者等）または連帯保証人（保護者等以外の方）へ連絡します。
- ③ 自宅へ訪問させていただく場合もあります。

## 6 納付が困難な状態になった場合

失業、病気、災害などで月々の返済が困難になった場合には、早めに教育総務課までご相談ください。

## 年度の途中で奨学金の貸与を受けようとする場合

災害や事故など、特別の事由により保護者の収入が著しく減少し、学費支出が困難である場合、年度の途中で申請が可能です。

### 1 申請書類一覧

5ページを参照

新規申請時と同様の書類を提出していただきます。

それ以外に、下記に該当する書面についても提出していただきます。

#### ①年度の途中で奨学金の貸与を受ける事由を証する書面

- (例) ア 保護者等が解雇（賃下げ）されたことを証する書面
- イ 保護者等が倒産（収入減）したことを証する書面
- ウ 保護者等が死亡したことを証する書面
- エ 保護者等が離婚したことを証する書面
- オ その他、年度の途中で、奨学金の貸与を受けようとする理由がわかる書面など

②事情書（様式は教育総務課にあります。）

### 2 申請期間

毎月10日まで

### 3 本申請に係る留意点

- ① この申請を行うことができる要件は、年度途中で収入が大幅に減少するなど、やむを得ない事情がある場合などに限ります。
- ② 決定通知発送以後の手續につきましては、6ページに準じて行います。そのため決定以後、第1回目の奨学金の貸与まで数ヶ月かかることもあります。

# 《 様式集の目次 》

## 記入例

### ◎ 申請時の書類

1. 奨学生推薦調書	・・・	12
2. 奨学資金貸与申請書	・・・	13
3. 同意書	・・・	14

### ◎ 貸与決定後の書類

4. 誓約書	・・・	15
5. 奨学資金借用証書	・・・	16
6. 奨学金口座振込依頼書	・・・	17

### ◎ 貸与中に提出する書類

7. 異動届 (退学・転学・休学・復学・住所変更・身分の異動)	・・・	18
8. 貸与月額変更申請書	・・・	19
9. 奨学資金借用証書(変更用)	・・・	20
10. 連帯保証人変更願	・・・	21
11. 奨学金返済延期願	・・・	22

## 様式

この様式は、市のホームページにも掲載してありますので、ダウンロードしてご利用ください。

## 書類の押印について

書類には、㊟マークがあっても、省略できる場合があります。ただし、提出書類によっては押印が必要なものもありますので、記入例をよく確認して下さい。

## 奨学生推薦調書

氏名		在学学校又は 出身学校	
生年月日	年 月 日	学年在学	年卒業
学 習 成 績	5段階の評定平均値	<small>・在学生は3年時1、2学期の平均評点を記入してください。                  ・卒業生は3年時の平均評定を記入してください。                  ・大学生は、学習成績について成績証明書を添付してください。</small>	
行 動 ・ 性 格	<small>・顕著なものに○印をつけてください。</small>		
	基本的な生活習慣		思いやり
	明朗・快活		寛容・協力性
	自主・自立		自然愛護
	向上心		勤労奉仕
	責任感		公正・公平
	創意工夫		公共心
推 薦 所 見	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----		
上記のとおり、藤岡市奨学資金貸与に関する条例による奨学生として適当と認め 推薦いたします。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">学校名</div> <div style="text-align: center;">学校長</div> <div style="text-align: center;">(宛先)藤岡市教育委員会教育長</div>			

※奨学生推薦調書は、現在在学している（または卒業した）学校に作成を依頼してください。

- 1 高等学校等へ進学予定の人は、現在在学している中学校へ。
- 2 大学等へ進学予定の人は、現在在学している高等学校等へ。
- 3 現在高等学校及び大学等に在学している人で、在学中に奨学金を希望する人は、現在の在学学校へ。

現在、大学、専修学校（専門課程）に在学していて、評定が5段階でない場合は、成績が分かる書類（成績証明書等）を添付してください。

《 記 入 例 》

奨学資金貸与申請書								
ふりがな 氏 名 生年月日(年齢)	ふじ おか じ ろう <b>藤岡次郎</b>			貸与期間	令和 6 年 4 月から 令和 9 年 3 月まで			
	平成 20 年 5 月 18 日 (満 15 歳)			貸与月額 貸与方法	20,000 円 (毎月・年2回・年1回)			
住 所	〒375-00xx 藤岡市〇〇1000番地8			連絡先	本人携帯 090-0000-xxxx 自宅 0270-50-xxxx 保護者等 080-0000-xxxx			
在学学校又は 出身学校	学校名 (学科・コース) 藤岡市立〇〇中学校 令和 6 年 3 月卒業・卒業予定			所在地 藤岡市〇〇△△番地				
	学校名 (学部・学科・コース) 群馬県立〇〇高等学校 令和 6 年 4 月入学予定			所在地 群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地				
(別居者に○を付ける) 同一世帯員の状況	NO	氏 名	年齢	続柄	職 業	勤務先又は学校学年級	年収(税込)	現在奨学資金貸与の有無
	1	藤岡一郎	45	父	会社員	(株)〇〇〇〇	500万円	有・無
	2	藤岡花子	43	母	パート社員	(有)〇〇〇〇	90万円	有・無
	③	藤岡太郎	19	兄	大学生	〇〇大学1年	0	有・無
	4	藤岡フジ子	11	妹	小学生	藤岡市立〇〇小学校5年	0	有・無
	5	藤岡雪子	68	祖母	無職		0	有・無
6							有・無	
連帯保証人 (保護者等以外)	氏 名	鬼石太郎		生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日生			
	住 所	藤岡市鬼石〇〇-〇		続 柄	母の兄			
	職 業	会社員		年 収	650万 円			
奨学資金を必要とする理由(具体的に)								
将来法律の勉強がしたいと考えております。私の家の家計は、父は給料が多くなく、母も家庭を助けるために働いていますが、大学生の兄への仕送りもあり余裕がありません。高校進学にあたり家計の負担を少なくするため奨学金を希望します。								
奨学資金の貸与を受けたいので、藤岡市奨学資金貸与に関する条例により、関係書類を添えて申請します。 年 月 日				※ 教育委員会記入				
申請者氏名 藤岡次郎 ㊟								
連帯保証人 (保護者等)氏名 藤岡一郎 ㊟								
連帯保証人氏名 鬼石太郎 ㊟								
(宛先)藤岡市教育委員会教育長 様								

貸与を希望する期間を記入してください。

※ 修業年数が2年の場合・・・「令和6年4月から令和8年3月まで」  
// 3年の場合・・・「令和6年4月から令和9年3月まで」  
// 4年の場合・・・「令和6年4月から令和10年3月まで」

月額いくら借りるか、金額を記入してください。  
貸与方法は、希望する回数に○をつけてください。  
→ 例えば、月額2万円貸与した場合、毎月2万円が毎月、年2回は4月と10月に12万円ずつ、年1回は4月に24万円が貸与されます。

高等学校や大学に現在在学していて、次学年より貸与を希望する場合は、記入する必要はありません。

同一生計である世帯全員を記入してください。

貸与決定を受けた後に連帯保証人として予定している人の氏名、住所、続柄等を記入してください(続柄の例：父の弟、母の兄)。連帯保証人の要件は、4ページ をご覧ください。

奨学金の貸与を必要としている理由(経済的)、修学意欲等について具体的に記入してください。

自署している場合、押印は省略できます。記名の場合は押印が必要です。

## 《 記 入 例 》

### 同 意 書

(宛先)藤岡市教育委員会教育長

私たちは、藤岡市教育委員会が、奨学生の選考並びに奨学金の貸付及び返還に関する事務を遂行するため、必要な範囲において関係各機関から、奨学生本人及びその保護者等並びに連帯保証人の個人情報(住所、氏名、所得課税情報等)を取得することに同意します。

年 月 日

奨学生本人

住所 **群馬県藤岡市〇〇1000番地8**

氏名 **藤 岡 次 郎** ㊞

連帯保証人(保護者等)

住所 **群馬県藤岡市〇〇1000番地8**

氏名 **藤 岡 一 郎** ㊞

連帯保証人

住所 **群馬県藤岡市△△〇〇番地〇**

氏名 **鬼 石 太 郎** ㊞

※ 本人・連帯保証人とも自署する場合は押印を省略できます。

※ 取得した個人情報は、藤岡市教育委員会事務局において適切に管理し、奨学金に関する事務以外では使用しません。

奨学生本人、連帯保証人(保護者等)、連帯保証人の氏名はそれぞれ自署している場合、押印は省略できます。記名の場合は押印が必要です。



## 《 記 入 例 》

### 誓 約 書

私は 〇〇高等学校 に在学中、奨学資金の貸与を受けるにあたり、  
関係条例及び規則を堅く守ることはもちろん、操行を慎み、学業に励むことを、保護  
者等及び連帯保証人連署をもって誓約いたします。

年 月 日

奨学生本人

住 所 群馬県藤岡市〇〇1000番地8  
氏 名 藤 岡 次 郎 ㊞  
電話番号 0274-22-□□□□

連帯保証人 (保護者等)

住 所 群馬県藤岡市〇〇1000番地8  
氏 名 藤 岡 一 郎 ㊞  
電話番号 0274-22-〇〇〇〇

連帯保証人

住 所 群馬県藤岡市△△〇〇番地〇  
氏 名 鬼 石 太 郎 ㊞  
電話番号 0274-24-〇〇〇〇

(宛先) 藤岡市教育委員会教育長

※本人・連帯保証人とも、自署する場合は押印を省略できます。

在学する学校名を記入してください。

奨学生本人、連帯保証人(保護者等)、連帯保証人は住所・氏  
名・電話番号をそれぞれ記入して下さい。  
氏名はそれぞれ自署している場合、押印は省略できます。  
記名の場合は押印が必要です。

自宅または携帯電話の番号を記入してください。  
(連絡がしやすい方をお願いします。)

自宅または携帯電話の番号を記入してください。  
(連絡がしやすい方をお願いします。)

## 《 記 入 例 》

### 奨学資金借用証書

藤岡市奨学資金貸与に関する条例の定めるところにより、次のとおり奨学金を借用いたします。なお本人が返済できないときは、保護者等又は連帯保証人において速やかに返済することを、連署をもって誓約いたします。

令和 6年 4月 4日

借 用 額	月額 <b>40,000</b> 円 (総額 <b>1,920,000</b> 円)
借 用 期 間	令和6年 4月 から 令和10年 3月 まで

奨学生本人

住 所 群馬県藤岡市〇〇1000番地8  
氏 名 藤 岡 次 郎 印  
電話番号 090-□□□-□□□□

連帯保証人 (保護者等)

住 所 群馬県藤岡市〇〇1000番地8  
氏 名 藤 岡 一 郎 実印  
電話番号 0274-22-〇〇〇〇

連帯保証人

住 所 群馬県藤岡市△△〇〇番地〇  
氏 名 鬼 石 太 郎 実印  
電話番号 0274-24-〇〇〇〇

(宛先) 藤岡市教育委員会教育長

※ 連帯保証人は、自署の上、実印を押印してください。

※ 租税特別措置法第91条の3条2項の規定の適用により印紙税は課されません。

貸与決定された月額及び総額を記入してください。

貸与決定された借用期間を記入してください。

奨学生本人、連帯保証人(保護者等)、連帯保証人は、住所・電話番号をそれぞれ記入してください。氏名はそれぞれ自署し、押印してください。

自宅または携帯電話の番号を記入してください。  
(連絡が付きやすい方をお願いします。)

連帯保証人(保護者等)印、連帯保証人印は、必ず提出する印鑑登録証明書と同じ実印を押してください。

自宅または携帯電話の番号を記入してください。  
(連絡が付きやすい方をお願いします。)

## 《記入例》

様式第7号(第5条関係)

### 奨学金口座振込依頼書

令和 年 月 日

- 1 金融機関名 ○○○ 銀行・信用金庫  
農協・信用組合 藤岡東 本店 支店
- 2 口座番号 普通 ・ 当座 NO 0000123  
ふりがな ふじおか じろう
- 3 口座名義人 藤岡次郎

奨学生 住所 群馬県藤岡市○○1000番地○  
氏名 藤岡次郎

奨学生本人が所有する金融機関名を記入してください。  
本人の口座がない場合は、新設してください。

本店の場合は本店に○、支店の場合は店名を記入し、  
支店を○で囲んでください。  
ゆうちょ銀行の場合、通帳を開いて1ページ目下部に記  
載されている支店名・口座番号の方を記載して下さい。

例：○四八 支店 など

通帳の番号を正確に転記してください。

☆提出時に通帳のコピーについても提出して下さい。

様式第9号 (第7条関係) **《 記 入 例 》**  
**異 動 届**

下記のとおり 奨学生 (奨学生であった人) に異動がありましたので、届け出ます。  
連帯保証人

記

異 動 年 月 日	令和 6 年 10 月 1 日
異 動 事 由	退学 ・ 転学 ・ 休学 ・ 復学 住所変更 ・ 氏名変更 本人の死亡 ・ その他 ( )
異 動 内 容	(異動前) 〒 375-0024 藤岡市藤岡1485番地 氏：鬼石
	(異動後) 〒 370-1401 藤岡市鬼石170番地1 氏：藤岡

年 月 日

届出人 奨学生本人 (又は連帯保証人)  
住 所 藤岡市鬼石170番地1  
氏名 藤岡 次郎  
電話番号 090-△△△△-〇〇〇〇

(宛先) 藤岡市教育委員会教育長

※この届は、学校を退学、転学、休学、復学したとき及び住所の変更または身分に異動（婚姻・離婚・養子縁組等）があったときに提出してください。

※退学した場合、これまでに借入れた奨学金は一括で全額返済となります。

※貸与期間中に奨学生の世帯（奨学生とその世帯全員）が他市町村に転居した場合、貸与を中止します。

学校への届出日または異動年月日を記入してください。

退学・転学・休学・復学については、異動等が確認できる証明書を添付してください。

退学、転学、休学、復学の理由・異動の内容を記入してください。

自宅または携帯電話の番号を記入してください。  
※連絡がしやすい方をお願いします。

## 《 記 入 例 》

### 奨学資金貸与額変更申請書

令和 4年 3月27日付け藤岡市教育委員会指令教総第 10 号により決定された奨学金の貸与額を変更したいので、藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則第7条の2の規定により、次のとおり申請します。

令和6年 3月 4日

貸与額	変更前	月額 <b>40,000</b> 円 (総額 <b>1,920,000</b> 円)
	変更後	月額 <b>60,000</b> 円 (総額 <b>2,400,000</b> 円)
変更希望開始月		令和6年 4月から
貸与額を変更する理由		貸与当初は、自宅から通学していましたが、通学に時間がかかるため、大学の近くにアパートを借りることになりました。そのため、学費以外の生活費がかかることから月額4万円から月額6万円への増額を希望します。

申請者 (奨学生)

住 所 群馬県藤岡市△△△番地○

氏 名 鬼石太郎 ㊞

電話番号 0274-24-0000

(宛先) 藤岡市教育委員会教育長

※ 連帯保証人は、自署の上、実印を押印してください。

貸与決定時に受けた通知に記載されています。不明な場合には提出時にこちらでお調べします。

現在の貸与月額及び当初の貸与総額の金額を記入して下さい。

希望する貸与月額及び貸与期間中に貸与される総額を記入してください。

例えば、月額を4万円で2年間貸与中の場合で、貸与3年目の4月から月額を6万円に変更する。  
4万円×2年間(12ヵ月×2年)=96万円(貸与済)に加えて、変更後の6万円×2年間(12ヵ月×2年)=144万円(貸与予定額)を貸与されるため、総額は240万円

貸与月額を変更する開始月を記入して下さい。

注意！奨学金は毎月10日払いとなっているため、変更を希望する月の前月の10日までに申請していただく必要があります。

貸与額を変更したい理由を具体的に記入してください。場合によっては、理由がわかる書類等の提出を求められることもあります。

自宅または携帯電話の番号を記入してください。(連絡がしやすい方をお願いします。)

## 《 記 入 例 》

### 奨学資金借用証書（変更用）

藤岡市奨学資金貸与に関する条例の定めるところにより、貸与額の変更に伴い、変更の奨学資金借用証書を提出します。なお本人が返済できないときは、保護者等又は連帯保証人において速やかに返済することを、連署をもって誓約いたします。

令和6年 4月 4日

貸与額	変更前	月額 <b>40,000</b> 円 (総額 <b>1,920,000</b> 円)
	変更後	月額 <b>60,000</b> 円 (総額 <b>2,400,000</b> 円)
借用期間		令和4年 4月から 令和8年 3月 まで
変更後借用額による借用開始月		令和6年 4月から

奨学生本人

住 所 群馬県藤岡市〇〇1000番地8  
氏 名 藤 岡 次 郎 印  
電話番号 090-□□□-□□□□

連帯保証人（保護者等）

住 所 群馬県藤岡市〇〇1000番地8  
氏 名 藤 岡 一 郎 実印  
電話番号 0274-22-〇〇〇〇

連帯保証人

住 所 群馬県藤岡市△△〇〇番地〇  
氏 名 鬼 石 太 郎 実印  
電話番号 0274-24-〇〇〇〇

(宛先) 藤岡市教育委員会教育長

- ※ 連帯保証人は、自署の上、実印を押印してください。
- ※ 奨学資金貸与決定時に提出した借用証書に押印した実印と同一の場合は、印鑑登録証明書の添付は省略できます。
- ※ 租税特別措置法第91条の3条2項の規定の適用により印紙税は課されません。

※貸与額の変更が認められた場合、すみやかに借用証書（変更用）の提出をしてください。

当初の貸与月額及び貸与予定総額を記入してください。

変更を希望する貸与月額及び貸与期間中に貸与される総額を記入してください。（貸与額変更申請書と同じです。）

例えば、月額を4万円で2年間貸与中の場合で、貸与3年目の4月から月額を6万円に変更する。  
4万円×2年間（12ヵ月×2年）＝96万円（貸与済）に加えて、変更後の6万円×2年間（12ヵ月×2年）＝144万円（貸与予定額）を貸与されるため、総額は240万円

自宅または携帯電話の番号を記入してください。（連絡が付きやすい方をお願いします。）

※必ず、実印を押印してください。貸与決定時に提出した借用証書に押印した実印から変更されている場合には、新たに印鑑証明書を添付していただく必要があります。

自宅または携帯電話の番号を記入してください。（連絡が付きやすい方をお願いします。）

# 《 記 入 例 》

## 連 帯 保 証 人 変 更 願

下記のとおり連帯保証人を変更したいので御承認願います。

変更理由

**連帯保証人〇〇〇〇が死亡したため。**

変更期日

**令和〇〇年〇月〇日**

令和 年 月 日

奨学生本人

住 所 **群馬県藤岡市1000番地8**

氏 名 **藤 岡 次 郎** 印

電話番号 **0274-22-□□□□**

新連帯保証人

住 所 **群馬県藤岡市××〇〇番地**

氏 名 **鬼 石 吾 郎** 実印

電話番号 **0274-22-〇〇〇〇**

旧連帯保証人

住 所 **群馬県藤岡市△△〇〇番地〇**

氏 名 **鬼 石 太 郎**

(宛先) 藤岡市教育委員会教育長

※ 奨学生本人は、自署する場合は押印を省略できます。

新しい連帯保証人は、自署し、実印を押印してください。

※この届は、連帯保証人(保護者等)及び連帯保証人(保護者等以外)の変更を必要とするときに使用します。

※連帯保証人(保護者等)の変更を要する場合は、同意書及び印鑑登録証明書を添えて提出してください。

※保護者等以外の連帯保証人を変更する場合は、同意書及び印鑑登録証明書並びに所得課税証明書、市税等の完納証明書を添えて提出してください。

変更理由を記入してください。  
(例：病気により辞退したため)

変更が発生した日を記入してください。

奨学生本人の自署または記名・押印してください。

新しく連帯保証人になる人本人が署名し、提出する印鑑登録証明書と同じ実印を押してください。

## 《 記 入 例 》

### 奨 学 金 返 済 延 期 願

私は藤岡市奨学資金貸与に関する条例第7条第3項の規定により下記のとおり奨学金の返済の延期を願い出ます。

1、貸与総額	円	記
2、返済済額	円	
3、返済未済額	円	
4、延期期間	年 月 から 年 月まで	
5、延期理由	<input checked="" type="checkbox"/> 上級学校へ進学のため 学校名 _____	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の理由	
6、添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	

年 月 日

奨学生本人	
住 所	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
氏 名	藤 岡 次 郎 ④
電話番号	03-△△△-〇〇〇〇
連帯保証人(保護者等)	
住 所	群馬県藤岡市〇〇1000番地8
氏 名	藤 岡 一 郎 ④
電話番号	0274-22-〇〇〇〇
連帯保証人	
住 所	群馬県藤岡市△△〇〇番地〇
氏 名	鬼 石 太 郎 ④
電話番号	0274-22-□□□□

(宛先) 藤岡市教育委員会教育長  
 ※ 本人・連帯保証人ともに自署する場合は、押印を省略できます。  
 ※ 進学のための延期期間は、正規の修業年限となります。

貸与された総額を記入してください。

申請時に返済済みの金額を記入してください。

入学した学校名を記入してください。

上級学校への進学以外による理由の場合には、疎明資料の提出が必要になります。また、事由によっては延期が認められない場合もあります。

奨学生本人、連帯保証人(保護者等)、連帯保証人はそれぞれが自署している場合、押印は省略できます。記名の場合、押印が必要です。



奨学金は、卒業後、全額返済することになりますので、  
返済の負担等を十分検討したうえで、申請してください。

★申込み・問い合わせ先

藤岡市教育委員会事務局 教育総務課  
〒375-0024 藤岡市藤岡1485番地  
藤岡市総合学習センター 教育庁舎2階  
TEL 0274-50-8211

